



平成30年度補助金等交付申請書

平成30年 7月19日

補助事業者住所 函館市日乃出町21番17号
社会福祉法人函館市民生事業
理事長 菊野 時

事業名 結核予防事業

上記の事業に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|--------------|--------------------------------------|
| 1 | 事業の目的及びその概要 | 定期結核健康診断 |
| 2 | 事業の着手及び完了年月日 | 着手 平成 30年 5月 11日
完了 平成 30年 6月 29日 |
| 3 | 補助金等交付申請額 | 金 18,108円 |

(余白部分に次の事項を記載)

- 1
- 2
- 3
- 4

事業精算書

事業名 結核予防事業

収入の部

款	科目		予算額		精算額	内訳		備考
	項	目	当初	更生後の額		収入済額	収入未済額	
	補助金収入		円 18,108	円 18,108	円 18,108	円 18,108	円 18,108	函館市
	事業費収入		円 82,029	円 82,029	円 82,029	円 82,029	円 0	
	計		円 100,137	円 100,137	円 100,137	円 82,029	円 18,108	

支出の部

款	科目		予算額		精算額	内訳		備考
	項	目	当初	更生後の額		支出済額	支出未済額	
	事業費支出		円 100,137	円 100,137	円 100,137	円 100,137	円 0	

上記のとおり、精算したことを証明します。

平成30年 7月 19日

補助事業者名等 社会福祉法人 函館市民生事業協会

理事長 菊野

生時

注1 この様式には、当該補助事業に要した経費のみ記載すること。

注2 「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金等の交付を受けたものにおける通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者等の区分に従い記載して差し支えないこと。

注3 「予算額」欄のうち、「更正後の額」欄には最後の更正後の額を記入すること。

注4 「収入未済額」及び「支出未済額」には債務が確定している額を記載し、かつ、債務者の住所氏名を「備考」欄に記入すること。

事業実績書

学校(施設)区分 救護施設

設置者(法人)名 社会福祉法人 函館市民生事業協会

学校(施設)名 明一和園

法人代表者職・氏名 理事長 菊野時生

学校(施設)長名 施設長(園長) 菊野時生

対象区分		実施区分		入学(許可)定員	対象人数	受診人数	レンズカメラ	70mmミカフ	100mmミカフ及び直接撮影	その他の検査	
		学校	施設								
補助対象	学校	高校									
		大学									
		その他									
補助対象外	施設	*65歳以上の収容(入所者)		104	54	54			54		
		職員							31		
補助対象外	施設	入所者(65歳未満)							37		
実支出額									100,137		
補助対象	人数								54		
	金額								44,280		
基準算定額	単価						452	475	503		
	金額								27,162		

法人所在地 函館市日乃出町21-17

学校(施設)所在地 函館市日乃出町21-17

※ 65歳に達する日の属する年度にある者を含む。

補助申請額の算出	総事業費	寄付金その他収入	差引額	対象経費の実支出額	基準算定額	補助金本額 c,d,eのいずれか低い額	補助申請額
	a	b	a-b=c	d	e	f	$f \times \frac{2}{3}$
	100,137		100,137	44,280	27,162	27,162	18,108

- 注1 この様式は、結核予防事業に要した経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。
 2 「補助対象外」の欄は、補助対象外となる教職員や、入学した年度以外の学生・生徒等に対して同時に健康診断を施行した場合などで、総事業費と補助対象経費が異なる場合のみ記載すること。
 3 「学校(施設)区分」欄には、次の表から当てはまるものを記入すること。

大学	高等学校	高等専門学校	専修学校	各種学校
救護施設	更生施設			
養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム		
身体障害者更生施設※1	身体障害者療護施設※1	身体障害者授産施設※1		
知的障害者更生施設※2	知的障害者授産施設※2	知的障害者通勤寮※2		
婦人保護施設	障害者支援施設			

※1 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定により、従前の例により運営することができるとされた施設
 ※2 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定により、従前の例により運営することができるとされた施設